

感染症リスクマネジメント専門研修 実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、新型コロナウイルス感染症に係る研修の一環として実施する「感染症リスクマネジメント専門研修」(以下「専門研修」という。)に関して必要な事項を定める。

(専門研修の目的)

第2条 専門研修は、新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者を受け入れ、医療を提供する医療機関(重点医療機関等)の医療従事者等を対象として、新型コロナウイルス感染症に関する専門的な知識を習熟させ、クラスター発生時の感染管理や、医療機関及び社会福祉施設等における施設内感染対策などを行う専門的な職員を養成することを目的とする。

2 また、平成24年度及び25年度に県が実施した感染症リスクマネジメント作戦講座に受講者を派遣した医療機関も対象に含め、専門研修によりフォローアップを行い、医療現場における新型コロナウイルス感染症への対応力の底上げを図る。

(実施内容・方法)

第3条 前条の目的を達成するために実施する専門研修のプログラム等詳細は、第5条の規定に基づき別に定める。

2 実施に当たっては、適切な感染症予防対策を講じることとし、県が指定する会場での受講のほか、Web会議形式での受講も可とする。

(対象者等)

第4条 専門研修の受講対象者は、感染症防止業務に従事している(又は従事する予定のある)以下に掲げる者とし、感染症に関する一定の知識を有する者として所属長からの推薦が得られるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関し、県の施策に協力する意向のある者として、県が受講することを認めた者とする。

ア 重点医療機関及び協力医療機関(これらとなる見込みである医療機関を含む)の医療従事者

イ 感染症リスクマネジメント作戦講座(平成24・25年度)に受講者を派遣した医療機関の医療従事者

ウ 感染管理認定看護師及びAICON(青森県感染対策協議会)に所属する医療従事者等

エ 県内保健所、県健康福祉部職員

オ その他、県が必要と認める者

(募集要領等)

第5条 専門研修の受講生の募集に当たっては、別に定める募集要領に基づき実施するとともに、受講申込み手続きについて、当該要領に定める。

(受講決定)

第6条 前条の募集要領に基づく応募者について、県において募集人員等を考慮した上で、受講の可否を決定し通知する。

(実施場所)

第7条 専門研修は、県が指定する会場で行うものとする。

2 Web 会議形式での参加の場合は、受講者の各所属など受講環境が確保できる場所とし、各受講者において受講環境を整えるものとする。

(募集人員)

第8条 受講生の募集人員は、前条の県が指定する会場の収容可能人数の1/2程度を上限とする。Web 会議での参加の場合は、特に上限を設けない。

(法令遵守等)

第9条 受講者は、受講中は、法令・条例等の諸規則を遵守しなければならない。

2 県は、受講中及び会場の往復途上における事故等に関して一切の責任を負わない。

3 県は、本要項の規定に違反するなど、受講者が不適切な行為を行った場合には、その者の受講の中止や退場等の措置をとることができる。

4 前項の規定による措置を講じた場合は、本人及びその所属長に文書により通知する。

(受講者の情報管理)

第10条 県は、第4条に掲げる受講対象者の要件への適合性確認や受講管理のため、受講者の所属、氏名等必要事項を収集するものとする。

2 前項により得た個人情報、当該目的のためだけに用いることとし、県において適切に管理するものとする。

(受講経費)

第11条 受講料（テキスト・資料代を含む。）は徴収しない。なお、来場にかかる交通費、その他受講者が受講に際し必要とする経費（宿泊費、食費、Web 参加に係る通信料・資料印刷代など）の一切については、受講者の負担とする。

(施行事項)

第12条 この要項に定めるもののほか、専門研修の実施に関して必要な事項は、その都度別に定める。

附 則

この要項は、令和2年8月24日から施行する。